

記載例

特定粉じん発生施設設置（~~使用~~、~~変更~~）届出書

宇都宮市長 佐藤 栄一 宛

〇〇年 〇〇月 〇〇日

該当する事項以外を抹消

必ず記載すること

届出者

氏名又は名称及び住所並びに
法人にあつてはその代表者の氏名

(電話番号) 〇〇市〇〇町〇〇-〇〇
〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇会社 代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

社印及び代表者印

大気汚染防止法第18条の6第1項（~~第18条の6第3項、第18条の7第1項~~）の規定により、特定粉じん発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇会社〇〇工場	※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地	〇〇市〇〇町〇〇-〇〇	※ 受理年月日	年 月 日
特定粉じん発生施設の種類	4. 切断機 1基 5. 切削用機械 1基	※ 施設番号	
特定粉じん発生施設の構造	別紙1のとおり。	※ 審査結果	
特定粉じん発生施設の使用の方法	別紙2のとおり。	※ 備 考	
特定粉じんの処理又は飛散の防止の方法	別紙3のとおり。		
参 考 事 項			

- 備考
1. ばい煙発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる項番号及び名称を記載すること。
 2. ※印の欄には記載しないこと。
 3. 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 4. 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 5. 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。
 6. 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

特定粉じん発生施設の構造

工場又は事業場における 施設番号		No.1	No.3
名称及び型式		切断機 (ランニングソー鋸盤)	切削用機械 (スライス盤)
設置年月日		〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日
着手予定年月日		〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日
使用開始予定年月日		〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日
規 模	原動機の定格出力 (kw)	8 kw	3.2 kw
	原料の処理能力 (t/h)	0.04 t/h	0.04 t/h

- 備考 1. 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
2. 特定粉じん発生施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本工業規格A4の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。

特定粉じん発生施設の使用の方法

工場又は事業場における 施設番号		No.1	No.3
使用 状況	使用工程	切断→切削 No.1	切断→切削 No.3
	1日の使用時間 及び月使用日数等	8時～ 11時 3時間/回 1回/日 20日/月	8時～ 11時 3時間/回 1回/日 20日/月
	季節変動	なし	なし
原 材 料	種類	石綿含有セメント盤	石綿含有セメント盤
	各原材料の 使用割合	セメント 75% 石綿 25%	セメント 75% 石綿 25%
	各原材料の通常 の1日の使用量 (t/日)	約0.24 t/日	約0.24 t/日
	各原材料の通常 の月間使用量 (t/月)	約4.9 t/月	約4.9 t/月

備考 原材料の欄には、工程別に記載すること。特定粉じんを含有する製品を原材料として使用する場合には、当該原材料中の特定粉じんの割合を原材料の種類欄に記載すること。

特定粉じんの処理又は飛散の防止の方法

特定粉じんを処理し、または特定粉じんの飛散を防止するための施設の工場又は事業場における施設番号		No.7	No.8		
処理又は飛散の防止に係る特定粉じん発生施設の工場又は事業場における施設番号		No.1	No.3		
特定粉じんを処理し、又は特定粉じんの飛散を防止するための施設の名称		ろ過式集じん機	ろ過式集じん機		
設 置 年 月 日		〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日		
着 手 予 定 年 月 日		〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日		〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日		
処理又は飛散の防止の方法	集じん機	集じん機の種類・型式	〇〇(株)製〇〇型	△△(株)製△△型	
		集じん機効率(%)	99.9%以上	99.9%以上	
		集じん容量(m ³ /min)	70 m ³ /min	68 m ³ /min	
		捕集粉じん取出方法	ロータリーバルブによる連続取出し	ロータリーバルブによる連続取出し	
		捕集粉じん払落とし機構の種類	自動式	自動式	
		送風機	原動機の出力(kw)	8.0 kw	8.0 kw
			送風量(m ³ /min)	70 m ³ /min	68 m ³ /min
		排出口の高さ(m)	7 m	7 m	
		排出口から敷地境界間での距離(m)	1 m	1 m	
		維持管理方法	1日1回点検	1日1回点検	
	散水	装置の種類・型式			
		散水の方法	工場床面散水	工場床面散水	
	その他	種 類			
方 法					
参 考 事 項		二重袋詰 業者回収	二重袋詰 業者回収		

- 備考 1. 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
2. 集じん機の捕集粉じん取出方法の欄には、取出方法の人力又は動力の別、取出しの周期等を記載すること。
3. 集じん機の捕集粉じん払落とし機構の種類欄には、粉じん払落とし機構の自動式又は手動式の別を記載すること。
4. 集じん機の維持管理方法の欄には、定期点検の実施頻度、ろ過集じん機のろ布の交換頻度等を記載すること。
5. 散水の方法の欄には、散水量、散水時間、散水の実施頻度等を記載すること。
6. その他の欄には、建屋開口部の密閉化、建屋等の清掃等の対策を記載すること。
7. 参考事項の欄には、廃棄物として処理される特定粉じんの保管及び処分の方法等を記載すること。
8. 特定粉じんの処理又は特定粉じんの飛散の防止のための装置(フードを含む。)の構造とその主要寸法を記入し概要図を添付すること。

参 考 事 項

- 記載上の注意 1. 届出等に係る工場・事業場の状況等について記載又は添付するものとし、番号は該当するものを○で囲むこと。
 2. ※印の欄は、許可工場等の許可申請書に添付するときのみ、記載すること。
 3. 届出書又は許可申請書及びその別紙に記載又は添付している事項については、あらかじめ記載又は添付を必要としない。

届出等担当者 (連絡先)	氏名 ○ ○ ○ ○	所属 ○ ○ ○ 部 部課名 ○ ○ ○ 課	電話 ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○ F A X ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○
公害防止責任者	職・氏名 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
公害防止管理者	選任 ① 要 2 不要	選任要 のとき	[職・氏名 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○] 試験又は 資格の区分 大気 ○ 種
従業員数	○ ○ 人	主 要 部 品 名 ○ ○ ○ ○	日本標準産業分類の 小分類番号・項目 ○ ○ ○ ○
特定施設メーカー名	○ ○ ○ ○ 会 社		処理施設メーカー名 ○ ○ ○ 会 社
※ 特定施設を 設置する土地	用途 地域 ○ ○ ○ ○	敷地 (既存のときの面積 ○ ○ ○ m ²) 面積等 (新規・増加のとき面積 m ² 登記地目)	
※ 特定施設を 設置する建物	新築 (床面積 m ²)	増改築 (床面積 m ²)	既存 [○ 年 ○ 月 ○ 日]
※ 工場・事業場 当初設置年月日	○ 年 ○ 月 ○ 日	水 質 関 係 特 定 施 設 当 初 設 置 年 月 日	年 月 日
※ 今回届出等 に関係のある法令等	① 大気汚染防止法 2 水質汚濁防止法 3 騒音規制法 4 振動規制法 5 悪臭防止法 6 栃木県公害防止条例 7 農地法 8 農振法	9 森林法 10 都市計画法 11 工場立地法 12 新規立地事業場公害 防止事前指導要綱 13 河川法 14 建築基準法 15 土地改良法	16 廃棄物処理法 17 土砂条例 18 下水道法 19 消防法・火災予防条例 20 高圧ガス取締法 21 薬事法 22 毒物及び劇物取締法 23 その他 ()
排 水 先	直接排水先 ① 公共下水道 4 河 川 2 側 溝 5 そ の 他 3 用 水 路 ()	直接排水先が2～5のとき (水質関係の特定施設に係る 届出書又は許可申請書に添付するときのみ記載) 流入用水路名 () 流入用河川名 ()	
公 害 防 止 協 定	締結 ① 有 2 無	締 結 有 の 時 刻	[今回の特定施設等の ① 要 届出に関する事前協議 2 不要] 事前協議 ① 協議済 要のとき 2 協議予定
周辺における公 害苦情等の問題	現在解決して いない苦情 ① 有 ② 無	有のときは その区分	1 ばい煙 3 汚水 5 騒音 7 その他 () 2 粉じん 4 悪臭 6 振動

その他、別紙として次の書類を添付する。

1. 工場・事業場の平面図 (建物、施設等の配置状況を記載し、今回の届出施設を朱塗すること。なお、汚水に関する届出等については、排水水の汚染状態を測定するための採水場所を記載、朱塗すること。)
2. 工場・事業場の案内図 (工場・事業場に至る経路を記載すること。)
3. ばい煙に関する届出書等については煙突立面図 (主要寸法及び測定口の位置を記載すること。) 及び使用燃料の分析表